

「化学物質の自律的な管理」について

「化学物質の自律的な管理」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。

令和5年、6年と立て

続けに化学物質の管理に関する法改正がされており、化学物質の管理が大きく変わろうとしています。今までは有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質中毒予防規則、といった特別則で123物質について作業環境測定や特殊健康診断といった管理が必要でした。現在、工場等で使用される化学物質は数万種類あり、有害性が認められていても法規制の対象にないものも

あります。実際、化学物質による労働災害は約8割が特別則規制対象外の物質で起きています。

そういった背景から化学物質の管理については基本的な枠組みや指標が示され、今後事業者はそれにそって自律的に管理をする必要があります。具体的には化学物質のリスクアセスメントをして化学物質による健康被害がでないようにします。

「リスクアセスメント」について

リスクアセスメントとは化学物質の持つ危険性

や有害性を特定し、それによる労働者への危険、健康障害を生じるおそれの程度を見積もることです。リスクが大きい場合、対策や低減措置をとることまでが含まれます。

1、リスクアセスメントの対象事業者

化学物質のリスクアセスメントの対象は業種や規模に限らず、対象となる化学物質を製造・取り扱いを行うすべての事業者となります。製造業のみならず、清掃・小売り・医療など様々な業種でも該当する可能性があります。リスクアセスメントの対象物質は674物質（2024年3月現在）ですが、年々増加し、5年後には約2900物質になる予定です。

2、何をすればいいのかわかるリスクアセスメントは

必ずこの手法でなければならぬ、というものが

ありません。今までの特別則のような実測や検知管等を用いた簡易法を用いることも可能です。

一番多く選択される手法は「クリエイトシンプル」(下記QRコード参照)などのリスクアセスメント支援ツールを用いる手法だと思えます。クリエイトシンプルは化学物質名や使用環境、保護具等を入力すると推定ばく露濃度をシミュレーションすることが出来ます。

リスクアセスメントの結果ばく露濃度が高いと判断された場合は、

- a、代替物等を使用する
- b、発散源を密閉や局所排気装置を設置する
- c、作業方法を改善する
- d、有効な保護具を着用する

等の対策をし、労働者への健康障害への恐れを最小限度にする必要があります。さらに、厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準(濃度基準値)以下としなければなりません。この物質は67物質(2024年3月現在)ですが、今後増える予定となっています。

化学物質のリスクアセスメントは今まで法規制の対象でなかったもので規制対象となり、使用している材料が多い事業所では支援ツールを使用したリスクアセスメントでも大変多くの時間がかかると思えます。しかし、現状のリスクを把握し、対処することは非常に重要なのでみなさん一度自社ができているかを確認してみてください。

(株)アイエンス



厚生労働省 職場のあんぜんサイト
CREATESAMPLE
「クリエイトシンプル」